長崎県の区域	九六、二一〇円　八六、五九〇円　七六、九七〇円　六七、三五〇円　五七、七三〇円		
熊本県の区域	六一、八三〇円　五五、六五〇円　四九、四六〇円　四三、二八〇円　三七、一〇〇円		
鹿児島県の区域	九三、四七〇円　八四、一二〇円　七四、七八〇円　六五、四三〇円　五六、〇八〇円		

○農林水産省告示第二千二百十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十八年十一月一日

農林水産大臣　山本　有二

兵庫県生田大坪地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十一号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

兵庫県淡路市

生田大坪字西山	四三三番一四	標柱一号
字赤松	四二九番六	標柱二号
字西山	四二七番二二	標柱三号
字荒神	五二〇番	標柱四号
字向地	五六八番	標柱五号
字世取田	五七八番二	標柱六号
字向地	六〇四番一	標柱七号
字向地	六〇四番一	標柱八号
字浅田	六一八番	標柱九号
生田畑字大浅田	四番	標柱十号
生田大坪字蕃	六四七番九	標柱十一号
字蕃	六四七番二	標柱十二号
字蕃	六三九番一	標柱十三号
字中ノ瀬ノ上	六三四番二	標柱十四号
生田畑字大浅田	一八番三	標柱十五号
生田大坪字浅田	六二二番	標柱十六号
字下蕃	五〇七番	標柱十七号
字近坊	四六四番二	標柱十八号
字塔下谷	四七八番	標柱十九号
字西山	四二七番一四	標柱二十号
字銭投	四三九番	標柱二十一号

○経済産業省告示第二百六十八号

次の教育施設について、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項表の学歴又は資格の項第三種電気主任技術者の欄の第三号に規定する認定を行ったので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十一月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

所在地	教育施設名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備　考
京都府京都市伏見区深草西出山町二十三番地	京都市立京都工学院高等学校	全日制プロジェクト工学科ものづくり分野エレクトロニクス領域電気専攻	第三種電気主任技術者免状	平成二十八年度入学生から適用

○防衛省告示第二百十九号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件（平成十九年防衛省告示第二百十三号）の一部を次のように改正したので、同法第四条第三項及び第五条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月一日

防衛大臣　稲田　朋美

表中十八の項を十九の項とし、九の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市

○東北地方整備局告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
石巻市蛇田字福村北三四番一から同市桃生町太田字新袖沢四番二まで	二二・六八～二七六・〇〇	一二・五二〇

四　指定する期日　平成二十八年十一月一日

○東北地方整備局告示第二百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北上市有田町三六番一から同市藤沢一八地割二一四番一まで	前	二〇・八三～六一・九五	一・五八〇
	後	二〇・八〇～四九・七三	一・五八〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	土浦市虫掛字東三五七八番から同市常名字土井四四二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月一日